

2023 年度  
看護師特定行為研修  
募集要項

研修期間 2023 年 10 月～2024 年 9 月



学校法人 青森田中学園

青森中央学院大学 看護実践センター

# I. 学校法人青森田中学園 青森中央学院大学における特定行為研修の理念と概要

## 1. 学校法人青森田中学園 青森中央学院大学における特定行為研修の背景と理念

わが国の保健医療福祉を取り巻く、高齢社会、疾病構造の変化、医療の高度化、保健・医療・福祉制度の改革などは、看護のあり方にもさまざまな変革をもたらしています。その一つに、看護の専門性の多様化があります。

学校法人青森田中学園 青森中央学院大学（以下「本学」という。）は、看護基礎教育の充実に加えて、特定行為を実践できる人材を育成することによって、看護の現職者のキャリアアップを支援し、地域のチーム医療の推進、地域包括ケアシステムの充実に貢献していきます。

特定行為の実践においても、看護の精神が根底になければなりません。本学の建学の精神「愛あれ 知恵あれ 真実(まこと)あれ」は、看護の精神に敷衍されるものです。そこで、建学の精神を特定行為研修の基本理念として、優れた専門的知識・技術を備え地域に貢献できる人材を養成します。

## 2. 特定行為研修の目的・目標

看護職者のキャリアアップに貢献するとともに、特定行為を必要とする人びとが安心して生活できるように看護の質の向上に貢献するため、特定行為研修修了看護師を養成することを目的とします。

この目的を達成するために、本学の理念に基づいて、以下 5 点を目標とします。

- ① 対象者に寄り添い、心理や苦痛に対する豊かな感性を持ち共感的に接する能力を育成する。
- ② 対象者の心身の状態について、科学的根拠に基づき客観的に推論し適切にアセスメントできる能力を育成する。
- ③ 手順書の内容を科学的根拠に基づいて具体的に理解し、確実な実践力を育成する。
- ④ 専門職としての強い責任感を持ち、医療チームと適切に連携・協働する能力を育成する。
- ⑤ 専門職として、常に客観的に実践を振り返り、継続して主体的に専門的知識・技術の修得及び人間性の向上に努める力を育成する。

## 3. 本学における特定行為研修について

本学において行う特定行為区分は、「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」（表 1）です。図 1 に示すカリキュラムによって、共通科目の全科目修了試験に合格後、区分別科目の履修を行い、両科目の履修及び科目修了試験の合格により、特定行為研修課程修了を認定します。

表 1 特定行為区分

特定行為区分	特定行為
栄養及び水分管理に係る薬剤投与 関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	脱水症状に対する輸液による補正

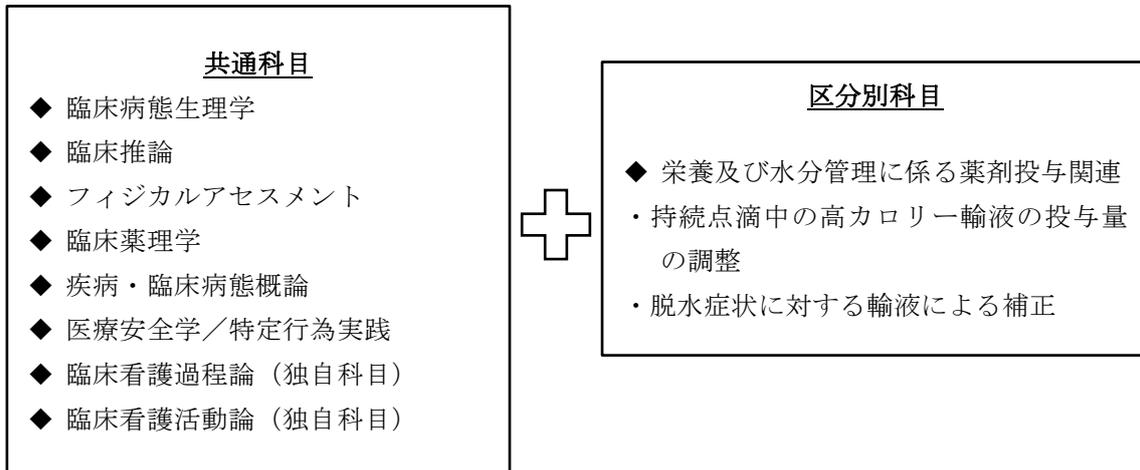


図 1 カリキュラムイメージ

#### 4. 修了要件

本研修を修了するためには、次の条件を満たす必要があります。

- 1) 共通科目を全て履修し、筆記試験及び観察評価に合格すること
  - 2) 1) 修了後、区分別科目を履修し、筆記試験及び観察評価に合格すること
- なお、本研修修了後には修了証を交付し、修了者の名簿を厚生労働省に提出します。

#### 5. 定員

6名

#### 6. 研修期間

2023年10月1日（日）～2024年9月30日（月）

#### 7. 研修内容と時間数

研修は、全ての特定行為区分に共通する「共通科目」と、特定行為区分ごとに学ぶ「区分別科目」とに分かれており、講義、演習、実習によって行われます。共通科目を履修後に、区分別科目の受講を開始します。

共通科目・区分別科目は、e-ラーニングを活用し、自宅や職場、本学のパソコンを利用して聴講でき、効率的に学習を進めることができます。また、充実した設備のもと演習を行います。症例取得に係る実習は、下記に記載した病院で行います。（自分の所属する施設

での研修を希望する場合は、事前にご相談ください。ただし、希望に添えない場合もあります。)

<共通科目の研修内容>

共通科目の科目名、研修方法、時間数

科目		時間数				
		講義	演習	実習	評価	合計
臨床病態生理学		25.5	4.5		1	31
臨床推論		28.1	14	1	2	45.1
フィジカルアセスメント		34.3	10.4	5	2	51.7
臨床薬理学		29.5	13.5		2	45
疾病・臨床病態概論		33.2	6		1	40.2
医療安全学／特定行為実践		22.0	20.3	9	2	53.3
独自科目	臨床看護過程論	2	10		1	13
	臨床看護活動論		11		1	12
合計		174.6	89.7	15	12	291.3

※共通科目の「講義」「演習」は、放送大学大学院の開講科目（オンライン授業）を受講。

「臨床看護過程論」「臨床看護活動論」のみ、本学独自の講義・演習を受講。

※他の指定研修機関などですでに履修した共通科目については、履修状況に応じて履修科目を免除する場合があります。

※修得した単位は全て放送大学大学院の修士学位取得に活用することができます。

<区分別科目の研修内容>

区分別科目の科目名、研修方法、時間数

特定行為区分	時間数				
	講義	演習	実習	評価	合計
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	12.5	2	各 5 症例	1.5	16+ 各 5 症例

※区分別科目の「講義」は、学研メディカルサポートのe-ラーニングを受講。

<実習施設>

- ・一部事務組合下北医療センター むつ総合病院
- ・十和田市立中央病院

ほか

## II. 出願方法

### 1. 出願手続き

募集要項及び出願書類一式は、青森中央学院大学看護実践センターホームページ (<https://www.aomoricgu.ac.jp/kjc/>) からダウンロードしてください。

### 2. 出願資格

次の各号に定める要件を全て満たしていることが必要です。

- 1) 看護師免許を有すること
- 2) 看護師の免許取得後、通算 5 年以上の看護実務経験を有すること
- 3) 所属長（原則として所属機関の看護組織の長）の推薦を有すること  
\* 志願者自身が所属長のため推薦者がいない場合は、出願書類（様式 4）にその旨を記載してください。

### 3. 出願書類

- 1) 研修志願書（様式 1）
  - 2) 履歴書（様式 2）
  - 3) 志願理由書（様式 3）
  - 4) 推薦書（様式 4） \* 志願者自身が所属長の場合は、□にチェックを入れる。
  - 5) 看護師免許（写し 1 枚・A4 サイズに縮小したもの）
  - 6) 選考料払込受領書（写し）
  - 7) 所持している場合、認定看護師認定証（写し）（有効期限内のもの）
- ※提出された出願書類は返却しません。

### 4. 出願書類提出方法

封筒の表に「特定行為研修出願書類在中」と赤字で明記の上、下記まで、簡易書留で郵送または持参してください。

〒030-0132 青森県青森市大字横内字神田 12 番地  
青森中央学院大学 看護実践センター

### 5. 出願期間

2023 年 5 月 1 日（月）～2023 年 6 月 30 日（金）必着

### 6. 選考料および納付方法

- 1) 選考料  
10,000 円

## 2) 納付方法

選考料は口座振込で納付してください。振込手数料は出願者をご負担ください。

〔振込先〕	銀行・支店：	青森銀行	新町支店
	口座名義：	学校法人	青森中央学院大学
	預金種別：	普通	
	口座番号：	808813	

※一旦納めた選考料は、原則として返還しません。

※金融機関で発行される払込受領書をもって領収書とします。

## III. 選考方法

選考は、出願書類による書類審査と面接を総合して行います。

面接日 2023年7月14日（金）午後

面接会場 青森中央学院大学7号館

※オンラインでの面接も可能です。希望される方は、事前にご相談ください。

## IV. 選考結果発表

選考結果発表日 2023年7月28日（金）

※選考結果は、本人宛て簡易書留速達郵便にて通知します。電話やFAXでの合否の問い合わせには応じられません。

## V. 受講手続きと納付金（入講納付金および受講料）

### 1. 受講手続き期間

2023年8月1日（火）～2023年8月15日（火）

### 2. 納付金

上記の手続き期間内に、入講納付金および受講料を納付してください。振込手数料はご負担ください。

① 入講納付金	20,000 円	
② 共通科目受講料（一括）	430,000 円	
③ 区分別科目受講料（一括）	80,000 円	（栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連）
④ 実習教材費	20,000 円	
合計金額	550,000 円	

※一旦納めた入講納付金及び受講料は、原則として返還しません。

※研修のための交通費・宿泊費等は自己負担となります。

※履修科目の免除が認められた場合であっても、e-ラーニングの受講が可能であるため、受講料の免除は行いません。

※本研修は、学校教育法第105条による履修証明プログラムに該当しますので、消費税については非課税となります。

## VI. 支援制度について

特定行為研修には、以下のような支援制度があります。それぞれの制度の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

### 1. 教育訓練給付金（受講者本人が受講料を負担した場合）

青森中央学院大学看護師特定行為研修は、厚生労働省の「特定一般教育訓練」指定講座です。雇用保険の加入期間など一定の条件を満たした上で、本研修を経て修了が認められた場合は、受講者本人の支給申請により、支払った教育訓練経費の一部給付を受けることができます。

給付を受けるには、受講者本人が、訓練前キャリアコンサルティングを受講した上で、指定講座受講開始日の1か月前までに手続きを行う必要があります。手続きについては詳しくは、最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）にご相談ください。

### 2. 人材開発支援助成金（事業主が受講料を負担した場合）

事業主が、雇用している者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせることを目的として、計画に沿って職業訓練等を実施した場合に、訓練にかかる費用や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

助成を受けるには、事業主が、訓練開始日の1か月前までに、計画等を労働局かハローワークへ提出し、労働局の確認を受ける必要があります。手続きについては詳しくは、最寄りの労働局またはハローワークにご相談ください。



青森中央学院大学 看護実践センター

〒030-0132 青森県青森市大字横内字神田 12 番地

電話 017-728-0131 (代表) FAX 017-738-8333

Eメール [kjc@aomoricgu.ac.jp](mailto:kjc@aomoricgu.ac.jp)

URL <https://www.aomoricgu.ac.jp/kjc/>